

役員報酬に関する規程

第1条（目的）

本規程は、社会福祉法人ハートフルなこそ（以下、本法人という。）の定款第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下、「役員」という）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（意義）

本規程における報酬とは、本法人が役員に対し、法人業務の対価として支給するものをいう。

第3条（報酬の決定）

役員報酬は、評議員会の議決を経て支給するものとする。

第4条（報酬の区分および月額）

役員報酬は、原則として、勤務実態に応じて支給するものとする。

- 2、役員報酬額は、別表1のとおりとする。
- 3、職員兼務理事（業務執行理事）の報酬は、職員の給与規程に基づき支給する。

第5条（役員報酬の支給日と控除）

役員報酬は、職員給与の支払日に支給する。

- 2、所得税、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支給する。
- 3、月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算により支給するものとする。

第6条（協議事項）

本規程に定めのない事項については、評議員会において協議し、決定するものとする。

別表1 役員月額報酬額(円)

	支給額
常勤の理事	400,000円（月額）
非常勤の役員	20,000円（日額）

但し、非常勤の役員について、理事会、評議員会、入札立会い、実地指導・監査立会い及び監事監査等の出席のみの報酬は、5,000円（回）とする。

第7条（交通費）

役員交通費については、役員報酬とは別に給与規程第16条2項に準じ支払うものとする。

※評議員・評議員選任解任委員会の交通費については同様とする。

(附則)

本規程は、平成16年9月15日より施行する。

本規程は、平成20年4月1日より施行する。

本規程は、平成23年2月1日より施行する。

本規程は、平成25年9月27日より施行する。

本規程は、平成29年4月1日より施行する。